

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。なお、ひとり親世帯には令和3年4月以降、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を実施しているため、本事業はひとり親世帯以外の世帯に対し、支給を行うものです。

補正額 9023万円

■目的：新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、特別な措置として支給を行う。

■対象児童：平成15年4月2日（障害児の場合、平成13年4月2日）から令和4年2月28日に出生した者

■支給対象：

- (1) 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方
 - (2) (1)のほか、対象児童の養育者であって、次のいずれかに該当する方
 - ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である方
 - ・家計急変者（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方）
- ※(1)、(2)いずれも、原則、同給付金（ひとり親世帯分）の支給対象者を除きます。

■給付額：対象児童1人につき5万円

■実施方法：

- (1) 支給対象者(1)への支給：積極支給
支給する旨の通知を対象者に通知後、一定期間内に受給拒否届出がなければ振り込み(事実上の申請不要)。
- (2) 支給対象者(2)への支給：申請に基づき支給
適切な周知・申請勧奨を実施し、申請を郵送または窓口で受け付け、支給要件を充たしているかなどの審査を実施した上で、支給額を振り込み。
- (3) スケジュール（予定）
 - ・7月15日号市報にて事業概要周知
 - ・7月末以降順次支給開始

※現時点で国からの支給要領等の正式発出がされていないため、実施詳細は未確定です。

■問い合わせ

子ども家庭部子ども子育て支援課 0422-60-1963